

# 特定非営利活動法人 茨城県南生活者ネット 定款

平成16年4月28日認証  
平成17年5月29日改定(同8月24日認証)  
平成22年5月22日改定(同8月26日認証)  
平成24年5月26日改定(同10月3日認証)  
平成29年5月26日改定  
令和2年5月23日改定

## 第一章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人茨城県南生活者ネットと言う。ただし略称をK CNと呼ぶ。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県龍ヶ崎市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、生活者主権の理念を持って、まちづくり、環境保護、福祉などの活動を行う団体、グループ及び個人が、それぞれの活動を、相互に協力して活性化を図り、その活動の成果をより高めるための支援活動を行うほか、自ら各種の特定非営利活動を実践して、地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の健康維持支援活動
- (2) 各種生涯学習講座
- (3) 龍ヶ崎コミュニケーションハウスの運営
- (4) 各種スポーツ活動の支援
- (5) 環境美化活動の支援
- (6) インターネット映像通信
- (7) 新技術開発及び知的所有権に関する活動の支援
- (8) 有償ボランティア活動
- (9) 起業家に対する支援
- (10) 民間非営利活動及び民間非営利組織に関する調査・研究及び情報の収集・提供並びに情報交流会

の開催及び各種学習活動

- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げるもののほか、その他事業として次の事業を行う。

- (1) 前項に掲げる事業に関する物品の斡旋及び販売
- (2) その他、生活者に貢献する各種コミュニティビジネス

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第二章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 利用会員 この法人の目的に賛同して入会し、施設の利用等を目的とする個人

(入 会)

第7条 正会員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、正当な理由がない限り入会を承諾するものとし、入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

3 本法人の賛助会員及び利用会員になろうとする者は、年会費を納入することによって会員となることができる。

(入会金および会費)

第8条 会員として入会する者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、または正会員である団体が解散したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の設立趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により除名しようとする会員には、その除名の議決を行う総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 本法人は、会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第三章 役員及び事務局

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事:10人以上20人以内
- (2)監事:1名以上3人以内

- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上6人以内を副代表理事とする。
- 3 役員は総会において選任する。
- 4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員  
の総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、会務を総括する。

- 2 法人の業務について、代表理事のみがこの法人を代表する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐して法人の業務を掌理し、代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事会の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間として、増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任が就任するまで、なおその任にあるものとする。

(欠員の補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て代表理事が任免し、職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第四章 会長及び顧問

(会長及び顧問)

第20条 代表理事は、必要に応じ理事会の議決を経て、会長及び顧問を置くことができる。

2 会長及び顧問は、この法人の運営について代表理事の諮問に応じ、意見を述べることができる。

## 第五章 会議

(種類)

第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とし、正会員を持って構成する。団体正会員は総会で表決を行う者1人を1年毎に定め、代表理事に届け出る。

3 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第 22 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(5)事業報告及び活動決算の承認

(6)役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7)入会金及び会費の額

(8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 14 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき。

(2)理事の定数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 14 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集権者及び招集通知)

第 24 条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の請求があった場合はその請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号および第3号の請求があった場合はその請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するにあたっては、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の7日前までに文書を持って通知しなければならない。

4 理事会を招集するにあたっては、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の7日前までに文書を持って通知しなければならない。

(代表理事の専決)

第 25 条 代表理事は、総会が招集されるいとまのない場合は、理事会に諮り専決処分することができる。

2 代表理事は、前項の規定による専決処分をしたときは、これを次の総会に報告しなければならない。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 理事会は、理事の定数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議 決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員及び理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、予め通知された

事項について書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

3 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数又は理事の定数及び現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数、又は理事(代表理事を含む)の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領、並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

## 第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第 34 条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(会計の原則)

第 35 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 36 条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種類とする。

2 その他の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別の会計として経理する。

(事業計画及び活動予算)

第 37 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度毎に代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 38 条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 39 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 40 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書の決算に関する書類は事業年度終了後3ヶ月以内に代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会

の承認を得なければならない。

2 決算上、余剰金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算を持って定めるもののほかは、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第七章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総正会員の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5)社員の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)定款の変更に関する事項

(解 散)

第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産

(6)所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第46条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第八章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示すると共に、**この法人のホームページに掲載して行う。**

## 第九章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

[ 附 則 ]

1、この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2、この法人の設立当初の役員は、第14条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次のものとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から18年3月31日までとする。

理 事	代 表	松原 卓朗
理 事	副代表	小林 健一
理 事	副代表	飯田 明
理 事	副代表	福永 博安

理 事	副代表	糸賀 淳
理 事		北川 滋也
理 事		西田 允士
理 事		佐藤 真智子
理 事		隅谷 圭三
理 事		近藤 典明
理 事		塩川 富士夫
理 事		高橋 良太
理 事	事務局長	横溝 恒晴
監 事		犬田 章
監 事		曾根 憲郎
監 事		松原 利子

3、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第22条第1項第4号及び第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4、この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

5、この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第8条の規定に基づき次に掲げる額とする。

○. 正会員

(1)入 会 金 2,000円

(2)年 会 費 3,000円

○. 賛助会員

(1)団体年会費 10,000円

(2)個人年会費 2,000円

6、この法人の会員の入会金及び会費は、第8条の規定に基づき、次に掲げる額とする。  
(平成17年5月29日より)

○. 正会員

(1)入会金 2,000円

(2)年会費 3,000円

○. 賛助会員

(1)団体年会費 10,000円

(2)個人年会費 2,000円

○. 利用会員(平成17年5月29日より)

(1)個人年会費 1,000円

7、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。(平成17年5月29日より)

理事	代表	松原 卓朗
理事	副代表	飯田 明
理事	副代表	福永 博安
理事	副代表	糸賀 淳
理事	副代表	塩川 富士夫
理事		佐藤 節子
理事		北川 滋也
理事		西田 允士
理事		佐藤 真智子
理事		隅谷 圭三
理事		近藤 典明
理事		高橋 良太
理事		安川 直祐
監事		犬田 章
監事		曾根 憲郎
監事		松原 利子

8、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。(平成18年5月27日より)

理 事	代 表	松原 卓朗
理 事	副代表	飯田 明
理 事	副代表	糸賀 淳
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	塩川 富士夫
理 事		佐藤 節子
理 事		板倉 昭雄
理 事		近藤 清麿
理 事		隅谷 圭三
理 事		西田 允士
理 事		佐藤 真智子
理 事		福永 博安
理 事		高橋 良太
理 事		安川 直祐
監 事		曾根 憲郎
監 事		松原 利子

9、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。(平成19年5月26日より)

理 事	代 表	松原 卓朗
理 事	副代表	飯田 明
理 事	副代表	糸賀 淳
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	近藤 清麿
理 事		板倉 昭雄
理 事		佐藤 節子
理 事		沖 雅裕
理 事		隅谷 圭三
理 事		西田 允士
理 事		中村 明冬
理 事		横田 富男

理 事	原山 揚雄
理 事	若松 紀子
理 事	齊藤 綱生
監 事	曾根 憲郎
監 事	松原 利子

10、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成20年5月24日より)

理 事	代 表	松原 卓朗
理 事	副代表	飯田 明
理 事	副代表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	糸賀 淳
理 事		沖 雅裕
理 事		板倉 昭雄
理 事		佐藤 節子
理 事		中村 明冬
理 事		原山 揚雄
理 事		若松 紀子
理 事		隅谷 圭三
理 事		齊藤 綱生
理 事		横田 富男
理 事		石井 雅子
監 事		橋本 一
監 事		勝瑞 和明
監 事		松原 利子

11、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成22年5月22日より)

理 事	代 表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也

理 事	副代表	糸賀 淳
理 事	副代表	飯田 明
理 事	副代表	齊藤 綱生
理 事		板倉 昭雄
理 事		若松 紀子
理 事		中村 明冬
理 事		佐藤 節子
理 事		原山 揚雄
理 事		隅谷 圭三
理 事		石井 雅子
理 事		永長 宏興
理 事	会長	松原 卓朗
監 事		橋本 一
監 事		勝瑞 和明
監 事		松原 利子

12、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成23年5月28日より)

理 事	代 表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	糸賀 淳
理 事	副代表	齊藤 綱生
理 事	副代表	飯田 明
理 事		板倉 昭雄
理 事		若松 紀子
理 事		佐藤 節子
理 事		原山 揚雄
理 事		隅谷 圭三
理 事		石井 雅子
理 事		永長 宏興
理 事		大塚 初江

理 事		川 田 淳
理 事		石 川 喜 庸
理 事	会 長	松 原 卓 朗
監 事		橋 本 一
監 事		勝 瑞 和 明
監 事		松 原 利 子

13、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成24年5月26日より)

理 事	代 表	近 藤 清 麿
理 事	副 代 表	北 川 滋 也
理 事	副 代 表	若 松 紀 子
理 事		原 山 揚 雄
理 事		板 倉 昭 雄
理 事		永 長 宏 興
理 事		佐 藤 節 子
理 事		大 塚 初 江
理 事		川 田 厚
理 事		石 川 喜 庸
理 事		諸 岡 佳 子
理 事		諸 岡 操
理 事		梅 田 良 子
理 事		飯 田 明
理 事	会 長	松 原 卓 朗
監 事		勝 瑞 和 明
監 事		松 原 利 子
監 事		根 岸 安 里 子

14、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成25年5月25日より)

理 事	代 表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	若松 紀子
理 事	副代表	大塚 初江
理 事	副代表	永長 宏興
理 事		原山 揚雄
理 事		板倉 昭雄
理 事		田沼 信之
理 事		川田 厚
理 事		石川 喜庸
理 事		篠田 純一
理 事		諸岡 佳子
理 事		諸岡 操
理 事		梅田 良子
理 事		岸 泰子
理 事		飯田 明
理 事	会 長	松原 卓朗
監 事		勝瑞 和明
監 事		松原 利子
監 事		根岸 安里子

15、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成26年5月24日より)

理 事	代 表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	若松 紀子
理 事	副代表	永長 宏興
理 事	副代表	田沼 信之
理 事		板倉 昭雄
理 事		原山 揚雄
理 事		諸岡 佳子

理 事		諸岡 操
理 事		梅田 良子
理 事		飯田 明
理 事		篠田 純一
理 事		岸 泰子
理 事		鴨志田 武人
理 事	会長	松原 卓朗
監 事		勝瑞 和明
監 事		松原 利子
監 事		朝生 源作

16、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成27年5月23日より)

理 事	代 表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	若松 紀子
理 事	副代表	永長 宏興
理 事	副代表	田沼 信之
理 事		板倉 昭雄
理 事		原山 揚雄
理 事		諸岡 佳子
理 事		諸岡 操
理 事		梅田 良子
理 事		飯田 明
理 事		篠田 純一
理 事		岸 泰子
理 事	会長	松原 卓朗
監 事		松原 利子
監 事		朝生 源作

17、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成28年5月28日より)

理 事	代 表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	若松 紀子
理 事	副代表	永長 宏興
理 事	副代表	田沼 信之
理 事		板倉 昭雄
理 事		諸岡 佳子
理 事		梅田 良子
理 事		飯田 明
理 事		岸 泰子
理 事		横田 博美
理 事	会 長	松原 卓朗
監 事		松原 利子
監 事		朝生 源作

18、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成29年5月27日より)

理 事	代 表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	若松 紀子
理 事	副代表	田沼 信之
理 事	副代表	岸 泰子
理 事		永長 宏興
理 事		板倉 昭雄
理 事		諸岡 佳子
理 事		梅田 良子
理 事		飯田 明
理 事		飯高 弘
理 事		小山 英雄
理 事		山本 文子
理 事	会 長	松原 卓朗

監事	松原 利子
監事	朝生 源作

19、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(平成30年5月26日より)

理事	代表	近藤 清麿
理事	副代表	北川 滋也
理事	副代表	若松 紀子
理事	副代表	田沼 信之
理事	副代表	岸 泰子
理事		永長 宏興
理事		板倉 昭雄
理事		諸岡 佳子
理事		梅田 良子
理事		飯田 明
理事		飯高 弘
理事		小山 英雄
理事		山本 文子
理事		宮崎 いつ子
理事		加藤 勉
理事		大井川 裕代
理事		草ヶ谷 美子
理事	会長	松原 卓朗
監事		松原 利子
監事		朝生 源作

20、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(令和元年5月25日より)

理事	代表	近藤 清麿
理事	副代表	北川 滋也
理事	副代表	若松 紀子

理 事	副代表	田沼 信之
理 事	副代表	岸 泰子
理 事		小山 英雄
理 事		諸岡 佳子
理 事		梅田 良子
理 事		飯高 弘
理 事		山本 文子
理 事		大井川 裕代
理 事		永長 宏興
理 事		板倉 昭雄
理 事		飯田 明
理 事		小沼 勇
理 事		沖 雅裕
理 事		行木 武夫
理 事	会長	松原 卓朗
監 事		松原 利子
監 事		宮崎 いつ子

21、この法人の役員は、定款第14条に定める理事の順序を含め次のとおりとする。  
(令和2年5月23日より)

理 事	代 表	若松 紀子
理 事	副代表	近藤 清麿
理 事	副代表	北川 滋也
理 事	副代表	田沼 信之
理 事	副代表	岸 泰子
理 事	副代表	飯高 弘
理 事		小山 英雄
理 事		諸岡 佳子
理 事		梅田 良子
理 事		山本 文子
理 事		大井川 裕代
理 事		永長 宏興

理事		板倉 昭雄
理事		飯田 明
理事		沖 雅裕
理事		行木 武夫
理事		田中 澄
理事	会長	松原 卓朗
監事		松原 利子
監事		宮崎 いつ子